

事業の今後のスケジュール(案)

◆令和7年度

- ・市街地再開発事業の都市計画決定(11月)

町民などへの意見募集(7月)
神奈川県との法定協議(8月)
都市計画案の法定縦覧(9月)
町都市計画審議会への諮問と答申(10月)

◆令和8年度

- ・市街地再開発組合の設立(令和9年2月)

◆令和9年度

- ・市街地再開発事業の権利変換計画認可(12月)

◆令和10年度

- ・市街地再開発事業の工事着工(5月)

◆令和11年度

- ・市街地再開発事業の工事竣工(12月)
- ・まちびらき(令和12年1月)

町民説明会を開催します

新松田駅北口地区駅周辺整備事業に関する説明会を次のとおり開催します。

日時：6月21日(土) 午後1時～

場所：町生涯学習センター 展示ホール

内容：再開発事業にかかる進捗状況、駅前広場の整備について など

申込方法：駅周辺事業推進担当室
窓口、電話、または右の二次元コードから問い合わせフォームにて申し込みください。



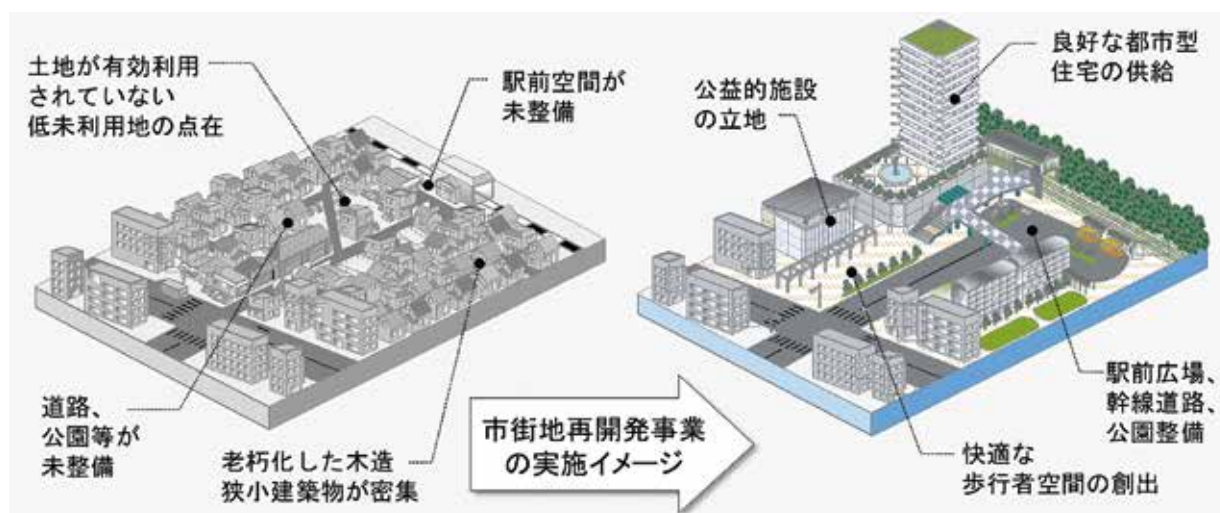
詳細はこちら



市街地再開発事業に関するよくあるご質問

Q 市街地再開発事業とは何ですか？

A 市街地再開発事業とは、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく、公共性の高い共同建替事業です。権利者の皆さまの権利を、共同で建替えた再開発ビルの一部に変換します。



Q 再開発区域に入っていない県道711号(小田原松田)のJR御殿場線のガード下の道路拡幅については、どのようになっていますか？

A 道路を拡幅するには、通行止めの期間が長くなるなどの課題があるため、市街地再開発事業の進捗などを踏まえ、工事が実施可能な方法については、神奈川県と町と関係機関が検討を進めています。

